

事故処理基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、愛知県（以下、事業主という）の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、運航管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等の処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の旅客輸送の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、事故等とは事業者の運航中の船舶に係る事故及び至らなかったものの事故に至る可能性のあった事態又は事件で次に掲げるものをいう。

(1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故

故（以下「人身事故」という。）

(2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他救助を

必要とする船舶の事故

(3) 搭載物の転覆、損傷、航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害

(4) 上記(1)～(3)の事故の至らなかったものの事故に至る可能性のあった事態

(5) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第3条 運航管理者及び運航管理補助者は、事故の状況を事業主に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次通報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 第三者の助言又は援助を必要とする場合の船長の消防署等への連絡は、別表「官公署等緊急連絡表」により最寄りの消防署等に行うものとする。

3 運航管理者及び運航管理補助者は、第2条(1)(2)(3)(5)の事故が発生したときには、速やかに事故の状況について判明したものから逐次電話（含むFAX）又は口頭で運輸局等に速報するものとし、第2条(4)の事故が発生したときには、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。

4 非常連絡は、原則として別表「官公署等緊急連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者又は運航管理補助者の判断で、運輸局等及び消防署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事故)

第4条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

①船名、②日時、③場所、④事故等の種類、⑤死傷者の有無、⑥救助の要否、

⑦当時の気象・水象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連 絡 事 項
a	衝突事故	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器の損傷状況 ③浸水の有無（あるときは、d 項） ④流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、船主、船長名（できれば住所、連絡先） ―― 船舶衝突の場合 ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） ―― 船舶衝突の場合
b	乗揚げ事故	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④船体、機器の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときはd 項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
c	火災事故	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水事故	①浸水個所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
e	強取、殺人、傷害、暴行等の不法行為	①事件の種類 ②事件発生の端緒及び経緯 ③被害者の氏名、被害状況等 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑦措置状況等

f	人身事故 (行方不明を除く)	①事故の発生状況 ②死傷者数又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事故(事故に至らなかったものの事故に至る可能性のあった事態)	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

(運航管理者又は運航管理補助者のとるべき措置)

第5条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために運航管理者及び運航管理者が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 水難事故の場合

- (1) 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- (2) 人身事故に対する早急な救護
- (3) 連絡方法の確立（船内及び船外）
- (4) 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- (5) 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- (1) 被害者に対する早急な救護
- (2) 不法行為者の隔離又は監視
- (3) 連絡方法の確立（船内及び船外）
- (4) 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- (5) 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者又は運航管理補助者のとるべき措置)

第6条 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者又は運航管理補助者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救護に必要な情報の収集及び分析
- (2) 消防署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等、旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

（事故処理組織）

第7条 事故処理対策として事業主は、救護対策班、旅客対策班及び庶務対策班を適宜編成して事故処理対策を実施する。

（1）救護対策班の職務は、事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施その他救難に必要な事項に関する業務

（2）旅客対策班の業務は、旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関する業務

（3）庶務対策班の業務は、被害者の近親者への連絡及び世話、報道関係者への応対（発表を除く）救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関する業務

（医療救護の連絡等）

第8条 運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その医師の指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第9条 事業主及び運航管理者及び運航管理補助者は、事故の処理後消防署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

別表「官公署等緊急連絡表：西中野渡船」

(第3条関係)

事業所	愛知県庁建設部道路維持課 0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 4 6
	愛知県一宮建設事務所 維持管理課 0 5 8 6 - 7 2 - 1 4 1 5
官公署名称	中部運輸局 運航労務監理官 0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 1 2
	尾西市消防署 0 5 8 6 - 7 2 - 1 4 6 1
	一宮警察署 地域課 0 5 8 6 - 2 4 - 0 1 1 0

別表 「医療機関連絡表：西中野渡船」

(第8条関係)

尾西記念病院 0 5 8 6 - 6 2 - 2 2 2 1
